

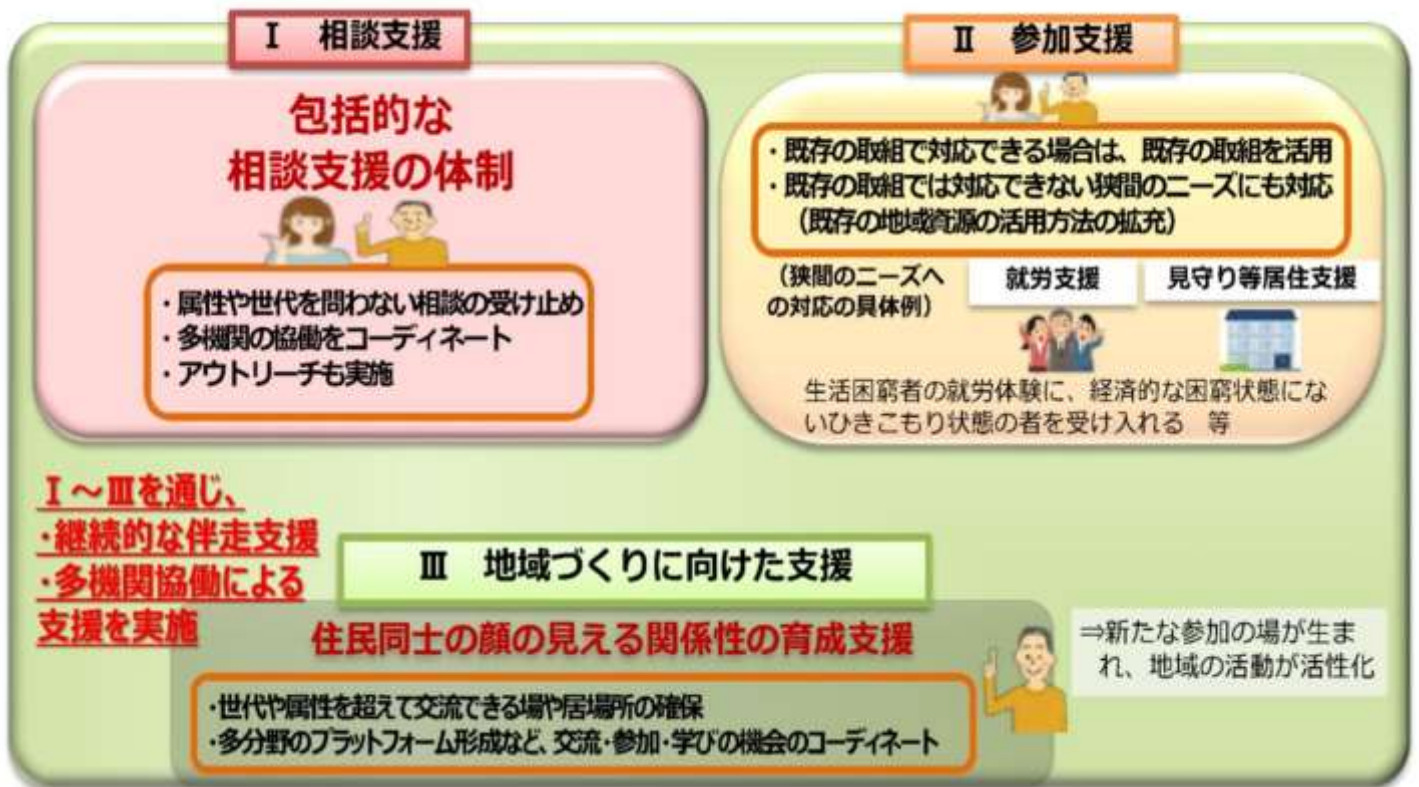
重層的支援体制整備事業の概要について（福祉課）

1. 背景・経過

○国は、令和 2 年 6 月に社会福祉法を改正し、重層的支援体制整備事業を創設した。

- ・住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、属性ごとに区切られた支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難となっている。
- ・そのため、複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設した。

2. 重層的支援体制整備事業の概要



* I～Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

- （ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援に繋がりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- （イ）地域づくりが進み、地域で人と人のつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
- （ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

3. 重層的支援体制整備事業に係る財政措置

○属性毎に区切られた支援体制では、複合課題や狭間のニーズの対応が困難。各制度における国庫補助金の目的外使用との指摘を避けるため、経費按分などの事務負担が課題となっていた。

○事業毎に行っていた補助を一体的に執行。（現行の仕組みから重層的支援体制に）

【高齢分野】・地域包括支援センター・一般介護予防事業・生活支援体制整備事業

【障害分野】・障害者相談支援事業・地域活動支援センター事業

【子ども分野】・利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業

【生活困窮分野】・自立相談支援事業・共助の基盤づくり事業

重層的支援体制(基本型事業・拠点)の全体像イメージ

